

涌谷町 農業委員会だより

活動
レポート

「金のいぶき」はもう召し上がりましたか? ～第10回 わくや発食の町民まつりFinal～



和牛や米粉のカレー粉を使用

2月3日わくや天平の湯及び世代館で開催されたわくや発食の町民まつりに農業委員会も参加いたしました。地産地消と食育を目的とし、農業委員会はJAみどりの稻作部会と共同で「金のいぶき」と地場産品を使ったカレーの試食を提供いたしました。初めて「金のいぶき」を食べるという方も多く、玄米特有の食べにくさがないと好評を博しました。

機能性玄米食専用米「金のいぶき」は①白米と同じ水加減・炊飯モードで炊ける、②GABA（リラックス効果・血圧



ガス釜で炊きたての「金のいぶき」が振る舞われました

和牛や米粉のカレー粉を使用

町ではオリジナルブランドとして金色（下降作用）やビタミンE（強い抗酸化作用・老化防止）等の含有が多いといった特徴があります。

J Aみどりの管内のAコープ、わくや天平の湯産直センター黄金の郷、元気くん市場仙台店等で取り扱っておりますので、ぜひお試しください。

主な内容

わくや発食の町民まつり	1	認定農業者との意見交換会／農地中間管理事業のご案内	6
会長あいさつ／表彰受賞／ 全国農業新聞のご案内	2	認定農業者・新規就農者ガンバってます！／農業者年金のご案内	7
農地パトロール結果報告	3	農業委員会からのお知らせ／編集後記	8
農作業標準賃金表／よくあるご相談	4・5		

会長あいさつ



涌谷町農業委員会
会長
畠 茂

立春も過ぎ一歩一歩と春の足音が聞こえます。新しい農作業も始まります。昨年とは違う太陽燐々の夏がある平成30年になつて欲しいものです。

1月27日大崎市において世界農業遺産認定の報告と推進のフォーラムが開催され、講演と実践者の話を学びました。昔から江合川、鳴瀬川からの取水灌漑、増水時の遊水地のことや番水を含む契約講、生活の知恵の屋敷林と生物多様性。それらすべての統合が遺産認定になりました。涌谷町も

大崎の東の一員としてその中に含まれています。

東洋大学の青木辰司教授は講演の中で、世界的広がり

の環境問題解決の糸口は「農のある暮らしへの接近」であり今回の認定もそこに価値があると話されていました。

平成30年からの農政転換後の光明を青木教授は示されているように思います。農業委員会は、大規模効率経営体の育成を本義としながら、と同時に生態系・文化保全の両立をはかるために命の糧、心の拠り所としての「農業の多面的価値」にも光力を尽くされて参りました。

大平委員は平成5年から平成20年まで農業委員として活動し、平成29年からは農地利用最適化推進委員として、農地の様々な課題に取り組んでいただいております。お二人のこれまでのたゆまぬ努力が認められ、表彰の榮に浴されましたこと誠におめでとうございます。

なお、同日、情報紙「全国農業新聞」の普及拡大に功績があつたとして、涌谷町農業委員会が県の情報優良農業委員会として表彰されましたことを併せて報告いたします。

高成貴治農業委員、大平義孝農地利用最適化推進委員
永年勤続委員受賞



左から高成貴治農業委員、大平義孝農地利用最適化推進委員

全国農業新聞

~農政の動きを
週刊でお届けします!~

*農業者の立場に立って編集・発行している“農家のための情報紙”です！

農業・農政が大きな変革の局面を迎えており、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の扱い手や独自の取り組みなどを紹介しています。

●毎週金曜日発行 ●購読料：月額700円（税込み）

購読をご希望の方、見本紙をご希望の方は涌谷町農業委員会事務局へお申込みください。

農地パトロール（利用状況調査）を実施いたしました！

平成29年9月から10月にかけて、管内全域の農地について、適切に利用されているか調査いたしました。今後は調査結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組んでいきます。

調査結果（平成29年11月末時点）

涌谷町管内の農地面積	34,880,240m ²
昨年度の荒廃農地	97,880m ²
今年度の新規発生荒廃農地	42,547m ²
今年度の解消農地	18,506m ²
今年度の荒廃農地	121,921m ²



西地区1（1区～8雲区）の調査には涌谷町土地改良区にも協力いたきました



荒廃農地解消への取組事例



天然木が生い茂っていた農地



シルバー人材センターを利用し雑木を伐採

農地の転用は許可制です！

食料供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用（宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること）は許可制となっています。

許可なく転用した場合や事業計画どおりに転用していない場合は、工事

の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

これに従わない場合は、罰則の適用もありますのでご注意ください。

罰則：3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）

遊休農地を放つておくと法的措置がとられる場合があります。

①農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対し、今後の意向を調査いたします。

- 自ら耕作する

- 農地中間管理機構に貸し付ける

②6ヶ月が経つても本人が①の意向通りに対応していない場合や①の調査

に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告いたします。（勧告が行われると固定資産税が上ります）

③勧告後、2ヶ月が経つても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することができます。

平成30年度 涌谷町農作業標準賃金表

平成30年度の農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、農作業の受委託契約をする際の「目安」としてご利用下さい。

作業区分	単位	区画別標準額(単位:円) (消費税込み)		摘要
		ほ場整備済地区	10a区画の地区	
水田耕起	耕耘起	10a	4,500	5,000 耕深13cm以上
	再耕耘起	10a	4,000	4,500 秋起こしした場合
水田代かき		10a	5,200	5,800 荒代・植え代2回仕上げ
田植え (機械)	植え付けのみ	10a	5,200	5,800 側条施肥については1,000円増し
	苗運搬含む	10a	5,900	6,500
苗		1箱	750	苗運搬は10a当たり700円
防除(粒剤・粉剤散布)		10a	800	粒剤・粉剤代を除く
追肥(肥料追肥)		10a	700	肥料代を除く
稻バインダー	刈放し	10a	7,800	
	棒掛け	10a	13,200	
ハーベスター	脱穀のみ	10a	7,500	
刈コンバイン	カッター処理	10a	13,900	15,400
	結束処理	10a	15,800	17,500
コンバイン一貫	カッター処理	10a	27,900	29,500 刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
	結束処理	10a	29,800	31,500 刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
乾燥		10a	7,000	
調製		60kg	570	くず米含む
わら収集・梱包		10a	4,500	収集のみ・梱包のみの場合は両者で決定
運搬	もみ	10a	1,800	
	出荷	30kg	100	
機械散布	堆肥散布	1t	3,600	マニアスプレッター 堆肥代は含まず
	肥料散布	10a	1,000	プロードキャスター 肥料代は含まず
作業賃金	オペレーター賃金	1日	10,000	8時間基準・男女共通(1時間当1,250円)
	一般作業(軽作業)	1日	6,400	8時間基準・男女共通(時間当800円)
	一般作業(重作業)	1日	8,400	8時間基準・男女共通(1時間当1,050円)
管理	草刈	1m	15	1m当 畦畔のみ
	水管理	10a	6,000	年間
	畦畔作り作業	1m	30	片法面とする

注1 作業賃金(オペレーター賃金・一般業賃金)は、消費税の対象となりません。

注2 この表の標準額については、「目安」ですので圃場条件や作業内容により通常と異なる場合には、両者で良好に協議の上、決めて下さい。

平成30年度 涌谷町農業委員会「参考賃借料」

農地区分	参考賃借料額	備考
圃場整備地(510kg/10a)	15,000	水稻作で転作加味
10a区画地(510kg/10a)	10,000	水稻作で転作加味
不整形田等(480kg/10a)	7,000	水稻作で転作加味
普通畑(10a)	5,000	露地野菜(自家消費)

※賃借契約にあたっての賃借料額を決める際は、参考賃借料を参考に圃場条件や農地に対する負担(土地改良費・農業水稻共済掛金等)を勘案し両者協議のうえ決めてください。

農業委員会によくいただくご相談

- Q1** 隣接する農地の草刈りが行われず、雑草・雑木が生えて困っています。
- A1** 適切に管理していただきよう指導しております。所有者本人が所有していることを分からなかつたというケースもあります。
- Q2** 未相続の農地は貸したり、売ったりでありますか。
- A2** 原則として売買や贈与、交換は相続登記後に申請いただきます。貸借の場合、法定相続人の過半数の同意があれば可能です。
- Q3** 昔から耕作しておらず、山の一部となつた農地の地目は変えられますか。
- A3** やむを得ない事情により20年以上農地
- Q4** 就農するために農地を取得したいのですが、どうすればよいですか。
- A4** 希望する条件を伺い、農地のマッチングを行っております。原則は50a以上の耕作面積が必要となります。また、野菜や花きの栽培であれば50a以下でも認められる場合があります。なお、近年は特に園芸施設用地（遊休園芸施設を含む）の要望が多くあります。
- Q5** 太陽光パネルを設置できるのはどのような農地ですか。
- A5** 小規模で生産性の低く周辺の営農条件に影響を及ぼさない一団の農地、鉄道の駅や役場から近い農地などで認められます。この判断は多くの要件が含まれますので、事前に農業委員会にご確認ください。なお、農地の所有者等以外の方からの問い合わせには、委任状がなければ応じおりません。
- Q6** 貸借の費用負担はどうになりますか。
- A6** 当町では固定資産税等の租税や場整備に係る土地改良区の特別賦課金は所有者が負担し、その他の耕作に係る経費（土地改良区の経常賦課金や共済費等）は耕作者が負担する契約
- Q7** 売買について、どのような税金等が課せられますか。
- A7** 原則として、売った場合は譲渡所得税（譲渡益の20%）が課せられますが、取得して5年以内の農地を売った場合は税率が39%になります。また、買った場合は登録免許税と不動産取得税（合わせて固定資産税台帳価格の6%）が課せられ、登記を司法書士に依頼する場合は別途費用が発生いたします。ただし、農地が農振農用地であり、譲受人が認定農業者・認定新規就農者・2ha以上耕作している農業者等である場合は、税金の控除が受けられ、町が登記を行います。

約が一般的です。なお、土地改良区の経常賦課金と特別賦課金を分割して請求でき場合、所有者と耕作者で協議の上、対応していただいております。

農地の権利取得後における下限面積について

農地を売買・贈与したり、貸し借りする場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可基準のひとつに買い手（受贈者、借入）の許可後の耕作面積が原則として50a以上になることという規定があります。この下限面積は地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができます。

平成30年度の涌谷町の下限面積は、50aと定めました。

なお、下限面積以下でも農地の権利を取得できる条件もありますので、詳細は農業委員会にご相談ください。

認定農業者との意見交換会

1月25日役場大会議室において認定農業者と農業委員会との意見交換会を開催いたしました。認定農業者13名、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名が4グループに分かれ、「町の農業振興について」をテーマに①担い手への農地集積、②遊休農地対策の2つに焦点を当てながら意見を交わしました。

ほ場整備が計画されている地域の農業者の多かったAグループでは「農地を守っていくことに対する所有者と耕作者の意識の差を埋めていく必要がある」という意見が挙がりました。

Bグループでは実際に取り組んで

いる経験も踏まえて、「魅力的な農業を模索する中で6次産業化やAI活用、無農薬栽培等への取組も有効ではないか」という声がありました。

若い担い手や新規就農者のいるC

グループからは「集落に若い人を呼

び込めるよう、農業委員会に遊休農地を含むなるべく費用負担の少ない農地の情報発信の窓口になつてほしい」という要望をいただきました。

法人の構成員が多いDグループでは「ハローワーク等を利用しても従業員の確保が非常に難しい。外国人技能実習生の受け入れも検討している」といった課題が取り上げられる

各グループの発表の様子▶



▼グループ討議の様子



として集約し、町、県国等へ提言していきます。

とともに「町やJAが協力してシルバー人材センターのような、若い人が登録できる人材バンクを創れないか」という提案がありました。農業委員会ではこの意見交換会を今後の農業振興や農業経営改善、認定農業者等担い手に対する具体的な支援を講じる際の最も基礎的な取組として位置づけ、蓄積された「農業者の声」を「政策提案」として集約していきます。

農地の貸し借りの新しい仕組み! 農地中間管理事業を活用しましょう

農地を貸したい人(出し手)

機構へ
貸付け

市町村、農業委員会
又はJA等へ相談

農地中間管理機構

- ①農地を借受け
- ②必要な場合は、簡易な条件整備等を実施
- ③担い手への農地集積に配慮し貸付け

機構から
貸付け

農用地利用配分計画案
(市町村作成)

農地を借りたい人(受け手)

機構集積協力金

経営転換・リタイアする場合の支援
「経営転換協力金」

①交付対象者

- 「経営転換する農業者」
※例：田はすべて機構に貸し付けて稲作をやめて、畑は自作する
- 「リタイアする農業者」
- 「農地の相続人」

②交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

③交付単価

H30単位(未定) /戸/10a
新規集積農地面積に応じて交付

他にも
**集積・集約に協力する場合の支援
「耕作者集積協力金」**
地域に対する支援
「地域集積協力金」
があります。

『新規集積農地面積』 (担い手に新たに集積される農地) とは?

①少なくとも過去に1年間、以下の者が耕作していない農地である。

- ・認定農業者
- ・認定新規就農業者
- ・基本構想水準到達者
- ・集落営農経営

②①の内、機構から以下の者に転貸された農地である。

- ・認定農業者
- ・認定新規就農業者
- ・基本構想水準到達者

新規集積農地面積となります

Q いつじう農業を始めたのですか。

A 東松島市鳴瀬地区と涌谷町上郡地区の2ヶ所で牧場を借り、全体で約120頭の牛を飼養しています。そのうち東松島市の牧場には親牛約60頭、涌谷町の牧場には親牛と子牛を合わせて約60頭がいます。

Q 現在の経営内容を教えてください。

A 東松島市鳴瀬地区と涌谷町上郡地区の2ヶ所で牧場を借り、全体で約120頭の牛を飼養しています。そのうち東松島市の牧場には親牛約60頭、涌谷町の牧場には親牛と子牛を合わせて約60頭がいます。

Q 牧場等で働いた経験を活かし、平成22年に東松島市で新規就農として経営を開始しました。平成28年に涌谷町でも認定農業者となりました。

A 涌谷町で牧場を始められたきっかけを教えてください。

Q 新しい牧場を探していたとき北海道や福岡にまで行きましたが、希望

A 数字的な目標としては親牛を約100頭まで増やしたいと思っています。それに合わせて良質な粗飼料の確保や人の雇用を図っていましたと考っています。また、就農をして10年目となる再来年に向けて、法人化も検討していくたいと思っています。

認定農業者・新規就農者 ガンバってます!

東松島市 横田久憲さん

久憲さんと獣医である妻の明子さん

に合う場所がなかなか見つけられずにいました。そのときに知人から使われていない牧場があると紹介をしていただき、JAの協力もあり、土地の所有者の小嶋初美さんからお借りすることになりました。今は片道30分の2つの牧場の間を、毎日2往復して作業しています。

涌谷町で経営を始めるに当たってお力添えいたしました、小嶋さんをはじめ、JAや町の方々には心から感謝しております。

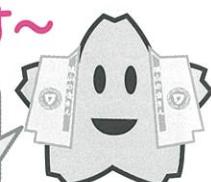
農業者年金 ~農家の方にたくさんの メリットがあります~

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業に従事

60歳未満

の方は誰でも
加入できます!



特徴1 保険料は月額2万円から6万7千円の間（千円単位）でいつでも変更できます。

特徴2 終身年金であり、80歳前で亡くなられた場合は80歳までに受け取るはずであった年金の額が死亡一時金として支給されます。

特徴3 確定拠出型年金（積み立てた保険料と運用益で年金が決まる）であり、少子高齢化が進んでも安定性は損なわれません。

特徴4 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。

保険料控除分の節税額（所得税・住民税）

課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15%	3万6千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	4万8千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	7万2千円	24万1千2百円

年金額の試算などお気軽に農業委員会へ
お問い合わせください！

農業委員会からのお知らせ

(委員敬称略)

農業委員会だより 編集後記

わくや発食の町民まつりが第10回目を迎え、最後の開催となりました。

当町で生産された農畜産物の魅力を知っていただくために、各種団体等が工夫を凝らした料理を多くの町民の皆さんに味わっていたいただきました。

当農業委員会でもJAみどりの稲作部会と協力し、カレーを提供し、大変好評でした。こうした機会がまたあればと思っています。

(高橋 均 広報部会長)

こんなときは農業委員・農地利用最適化推進委員へ
ご相談ください！

- 農地を売りたい、貸したい ●農地に建物を建てたい
- 就農したい ●認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい
- 農地を山林などに地目変更したい など

農業委員

高橋均（脇区）、白幡利政（大谷地区）、大友利明（小里区）
日野善勝（下町区）、佐々木幹夫（小里区）、及川ふじ子（大谷地区）
黒澤長一（吉住区）、手嶋一郎（11区）、高成貫治（2の1区）
渋谷ミホ（9の3区）、畠岡茂（岸ヶ森区）

農地利用最適化推進委員

佐々木稔（2の1区）、氏家靖裕（3区）、水越豊蔵（9の3区）
佐藤義昭（11区）、松下常雄（城山区）、武田保彦（上町区）
菅原正博（下小塚区）、大平義孝（下小塚区）、大友清一（長根区）
大平輝夫（小里区）、大川昌秋（猪岡区）、渡辺温（大谷地区）

農家相談

場所：涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室

時間：9時00分～10時30分

平成30年4月5日（木）

担当：佐々木幹夫、及川ふじ子、黒澤長一
平成30年5月7日（月）

担当：手嶋一郎、高成貫治、渋谷ミホ
平成30年6月5日（木）

担当：高橋均、白幡利政、大友利明
平成30年7月5日（木）

担当：日野善勝、佐々木幹夫、及川ふじ子
平成30年8月6日（月）

担当：黒澤長一、手嶋一郎、高成貫治
平成30年9月5日（水）

担当：渋谷ミホ、高橋均、白幡利政
平成30年10月5日（金）

担当：大友利明、日野善勝、佐々木幹夫
平成30年11月5日（月）

担当：及川ふじ子、黒澤長一、手嶋一郎
平成30年12月5日（水）

担当：高成貫治、渋谷ミホ、高橋均
平成31年1月7日（月）

担当：白幡利政、大友利明、日野善勝
平成31年2月5日（火）

担当：佐々木幹夫、及川ふじ子、黒澤長一
平成31年3月5日（火）

担当：手嶋一郎、高成貫治、渋谷ミホ

涌谷町農業委員会だより 第15号

平成30年2月28日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町涌谷字新町裏153番地2

TEL：0229-43-2120

FAX：0229-42-3313